特別高圧電気料金激変緩和事業補助金交付要綱

令和５年１０月２５日
商工観光労働部企業振興課

（趣旨）

第１条　県は、特別高圧電気料金の高騰の影響を軽減するため、予算で定めるところにより、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号に規定する中小企業者及び同法第２条第５項に規定する小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第２条　前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。ただし、「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業」の対象となる事業者を除く。

（１）　県内の施設で特別高圧電力を直接受電する中小企業者等。

（２）　特別高圧電力を受電する県内の施設にテナントとして入居する中小企業者等で、その賃貸借契約又はそれに準じる契約書等により入居の状況が確認でき、かつ電気料金を確実に負担している者。

（３）　県税に未納がないこと。

（４）　地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

（５）　前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（６）　その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助額）

第３条　第１条の補助金の交付の対象となる経費及び給付の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

（申請書に添付すべき書類）

第５条　規則第３条の規定にかかわらず、同条第１号の事業計画書及び同条第２号の収支予算書の提出は省略することができる。

２　規則第３条第４号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

（１）　電力使用量等確認書（別記様式第１号）

（２）　第２条第３号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から３か月以内のもの。写しでも可。）

（３）　第２条第４号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第２号）

（４）　第２条第５号に係る誓約書（別記様式第３号）

（５）　その他知事が必要と認める書類

３　補助金等交付申請書は、規則第14条第１項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

４　第４条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が前項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を別記様式４号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第６条　補助金の交付決定の通知は、規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

（補助条件）

第７条　規則第５条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

（１）　この補助金に係る経理を他の経理と明確に区別し、その収支の状況を明確にした

書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。

（２） その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第８条　規則第８条第１項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第９条　この補助金は、精算払により交付する。

２　補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、請求書（別記様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（書類の提出部数等）

第10条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は１部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附　則

この要綱は、令和５年10月25日から施行し、令和５年度の予算に係る特別高圧電気料金激変緩和事業補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年３月15日から施行し、令和５年度の予算に係る特別高圧電気料金激変緩和事業補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年８月23日から施行し、令和６年度の予算に係る特別高圧電気料金激変緩和事業補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年３月31日から施行し、令和６年度の予算に係る特別高圧電気料金激変緩和事業補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年10月27日から施行し、令和７年度の予算に係る特別高圧電気料金激変緩和事業補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年３月31日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年11月13日から施行し、令和８年度の予算に係る特別高圧電気料金激変緩和事業補助金から適用する。

別表（第３条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">補助対象経費</td></tr>
<tr><td colspan="3">第２条第１号及び２号に定める中小企業者等（「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業」の対象となる事業者を除く。）が使用した特別高圧電気使用量</td></tr>
<tr><td colspan="3">事　　項</td></tr>
<tr><td colspan="3">補助の対象期間等及び補助額は、次のとおりとする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助の対象期間等</td><td>補助額</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和８年７月分及び９月分の検針</td></tr>
<tr><td></td><td>(1)各月の電気使用量の累計のうち1,000,000kWhを超えない分</td><td>１kWh当たり0.9円以内</td></tr>
<tr><td></td><td>(2)各月の電気使用量の累計が1,000,000kWhを超える場合において、その超える分</td><td>１kWh当たり0.6円以内</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和８年８月分の検針</td></tr>
<tr><td></td><td>(1)電気使用量の累計のうち1,000,000kWhを超えない分</td><td>１kWh当たり1.2円以内</td></tr>
<tr><td></td><td>(2)電気使用量の累計が1,000,000kWhを超える場合において、その超える分</td><td>１kWh当たり0.8円以内</td></tr>
</table>